

社会福祉法人野田村社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野田村社会福祉協議会の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 心配ごと相談員
- (5) 各種委員会委員
- (6) その他会長が必要と認めた者

(報酬の支給)

第3条 前条の規定に掲げる理事のうち、会長（非常勤）、副会長（非常勤）には、年報酬として別表1のとおり支給する。

2 会長及び副会長を除く役員等が会議等に出席した場合は、別表2のとおり支給する。ただし、公務で出席した者に対しては支給しないものとする。

(報酬の総額)

第4条 この法人の全理事の年額報酬の総額は、353,000円以内とする。

2 この法人の全監事の年額報酬の総額は、90,000円以内とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため旅行した場合又は野田村内で開催された会議に召集に応じて出席した場合は、本会事務局職員旅費規程に定める額を支給する。

(自宅から会場まで4キロメートル以上、公共交通機関利用、車の場合1キロメートル当たり35円を乗じた額とする)

(費用弁償の支給方法)

第6条 第4条の費用弁償の支給方法については、本会職員の例による。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

役職名	報酬額	支給方法
会長	年額 200,000円	年 2 回口座振込により支給する（7 月、12 月）
副会長	年額 45,000円	年 1 回口座振込により支給する（7 月）

別表 2（第 3 条関係）

会議名等	役員等	報酬額
理事会	理事、監事	1 回 4,500円
評議員会	評議員、理事、監事	1 回 4,500円
監査、出納調査	監事	1 回 4,500円
心配ごと相談所運営委員会、心配ごと相談（定例相談等）	心配ごと相談員	1 回 4,500円
各種委員会、研修会、会議等	各種委員、理事、監事	1 回 4,500円